

第5号議案
理事定数変更承認の件

第6章 役員等

新	旧
第29条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 <u>5名以上</u> 24名以内	第29条 本会に、次の役員を置く。 (1) 理事10名以上24名以内

第29条の変更は(1)の理事定数についてです。
この定款の一部変更は令和6年5月27日より施行する。